

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月4日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
【会社名】	テラ株式会社
【英訳名】	tella, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢 崎 雄 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麴町四丁目7番地2
【電話番号】	03-6272-6477（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山 本 龍 平
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麴町四丁目7番地2
【電話番号】	03-6272-6477（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山 本 龍 平
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第2四半期 累計期間	第8期 第2四半期 連結累計期間	第7期 第2四半期 会計期間	第8期 第2四半期 連結会計期間	第7期
会計期間	自 平成22年1 月1日 至 平成22年6 月30日	自 平成23年1 月1日 至 平成23年6 月30日	自 平成22年4 月1日 至 平成22年6 月30日	自 平成23年4 月1日 至 平成23年6 月30日	自 平成22年1 月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)	491,482	655,091	264,726	333,060	1,145,832
経常利益 (千円)	24,336	38,164	15,604	9,448	131,790
四半期（当期）純利益 (千円)	18,649	14,914	8,112	2,455	76,534
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	412,329	423,963	418,009
発行済株式総数 (株)	—	—	11,919,000	12,177,000	12,079,000
純資産額 (千円)	—	—	871,739	974,247	940,857
総資産額 (千円)	—	—	1,671,585	1,824,473	1,719,362
1株当たり純資産額 (円)	—	—	73.14	78.87	77.89
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	1.57	1.23	0.68	0.20	6.39
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	1.48	1.19	0.64	0.20	6.08
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	0.60
自己資本比率 (%)	—	—	52.2	52.6	54.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	70,595	121,761	—	—	186,486
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△244,967	△50,272	—	—	△230,958
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	161,733	△11,475	—	—	93,866
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (千円)	—	—	608,996	731,041	671,028
従業員数 (名)	—	—	42	56	49

(注) 1. 当連結会計年度の第1四半期連結累計（会計）期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第7期第2四半期連結累計期間、第7期第2四半期連結会計期間及び第7期連結会計年度の連結経営指標等は記載せず、第7期第2四半期累計期間、第7期第2四半期会計期間及び第7期事業年度に係る提出会社の経営指標等を記載しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（名）	56 (1)
---------	-----------

(注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2. 臨時従業員数は、()内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で表示しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（名）	48
---------	----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当第2四半期連結会計期間は、連結初年度にあたるため、前年同四半期との比較は行っておりません。

セグメントの名称	販売高(千円)
細胞治療技術開発事業	301,456
細胞治療支援事業	31,604
合計	333,060

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第2四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸	47,897	14.4
医療法人社団 医創会 セレンクリニック名古屋	45,187	13.6
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京	38,967	11.7
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック	28,667	8.6

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、前第2四半期会計期間における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。

相手先	前第2四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
医療法人社団 医創会 セレンクリニック	51,085	19.3
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック	38,855	14.7
医療法人 クリニックサンルイ	36,905	13.9
新横浜かとうクリニック	29,192	11.0

4. セレンクリニック及びミッドランドクリニックは、平成23年4月1日付でセレンクリニック東京及びセレンクリニック名古屋に、新横浜かとうクリニックは平成22年12月1日付で医療法人社団として認可され、医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニックに、それぞれ名称を変更しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社バイオイミュランス	・日本 ・米国 ・カナダ ・欧州 (EPC条約国) ・中国 (含む香港) ・大韓民国 ・シンガポール ・インド ・オーストラリア	MHCクラスII分子に提示されるサーバイビン (Survivin) の部分ペプチドとその利用法 (特許出願番号：特願2010-505933)	本特許発明のうち次に掲げるものの全部（製造、販売、リース等）についての独占的実施許諾 ①DC治療に用いるペプチド ②DC医薬製造に用いるペプチド	平成23年6月15日から平成33年6月14日まで 本特許権の存続期間が満了するまで延長可能。

(注) 本契約の締結と同時に、株式会社バイオイミュランスと締結していた、「HLAクラスII分子に提示されるサーバイビンの部分ペプチドとその利用法」の契約は将来に向かって効力を消滅しております。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、企業収益の改善や設備投資の持ち直しなど、景気回復の兆しが見え始めていましたが、厳しい雇用情勢等に加え、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、がんワクチン療法の一つである樹状細胞ワクチン療法等を中心とした研究開発、全国の医療機関に対する営業開拓、セミナー等を通じた患者に対する情報提供、学会等での発表を中心とした学術活動、及び主に大学医療機関に対する細胞加工施設の運営受託・保守管理サービスを継続的に行ってまいりました。

当第2四半期連結会計期間における売上高につきましては、細胞治療技術開発事業における樹状細胞ワクチン療法の症例数の増加及び第1四半期連結会計期間にバイオメディカ・ソリューション株式会社を連結子会社化したことにより、333,060千円となりました。利益面につきましては、中期成長戦略のための先行費用が発生したものの、細胞治療支援事業の売上が加わったことにより、営業利益は18,387千円、経常利益は9,448千円、四半期純利益は2,455千円となりました。

なお、当第2四半期連結会計期間は、連結初年度にあたるため、前年同四半期との比較の記載は行っておりません。

当第2四半期における報告セグメント別の業績は次のとおりであります。

①細胞治療技術開発事業

細胞治療技術開発事業は、樹状細胞ワクチン療法を中心とした独自のがん治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行っております。

患者に対する情報提供活動につきましては、「がん治療セミナー」を当社契約医療機関と共同で、宮城県、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県にて開催いたしました。

研究開発活動につきましては、平成23年6月に、学校法人慶應義塾 慶應義塾大学医学部とがん免疫細胞療法に関する共同研究契約を締結いたしました。この共同研究を通じて、慶應義塾大学医学部と共同で、効果的な複合的ながん免疫細胞療法の研究を行ってまいります。

当第2四半期会計期間の樹状細胞ワクチン療法の症例数は390症例となり、当社設立以降の累計で約4,250症例となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における売上高は、一部の契約医療機関において前年同期を下回ったものの、平成22年12月期に新たに技術・ノウハウの提供を開始した契約医療機関が概ね順調に推移したため、301,456千円となりました。利益面につきましては、平成22年12月期に新たに技術・ノウハウの提供を開始した基盤提携医療機関の増加、新規提携医療機関の開拓、新規事業及び研究開発の推進による減価償却費、人件費等の増加に加え、契約医療機関への支援強化のための広告宣伝費が増加したこと等により、営業利益は11,686千円となりました。

②細胞治療支援事業

細胞治療支援事業は、研究機関、医療機関からの細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービス、並びに消耗品、装置等の販売を行っております。

当第2四半期連結会計期間における売上高は31,604千円、営業利益6,701千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は1,824,473千円、負債は850,225千円、純資産は974,247千円となりました。

なお、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間より、連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の記載は行っておりません。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比べ19,346千円増加し、731,041千円となりました。

なお、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間より、連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の記載は行っておりません。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は68,581千円となりました。その主な内訳は、税金等調整前四半期純利益9,250千円、減価償却費51,665千円、売上債権の減少41,691千円、前払費用の増加36,925千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は3,438千円となりました。その主な内訳は、事業所等及び基盤提携医療機関支援のための有形固定資産の取得による支出9,531千円、保険積立金の解約による収入7,980千円、保険積立金の積立による支出1,917千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は45,796千円となりました。その主な内訳は、短期借入金の返済による支出100,000千円、長期借入による収入100,000千円、長期借入金の返済による支出29,600千円、リース債務の返済による支出11,401千円、割賦債務の返済による支出3,992千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は26,271千円であり、これらはすべて「細胞治療技術開発事業」におけるものであります。

当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動に関連する共同研究契約を次のとおり新たに締結しております。また研究の目的、研究体制等、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

相手方の名称	国名	研究題目	研究内容	契約期間
学校法人 慶應義塾 慶應義塾大学 医学部	日本	効果的ながん免疫細胞療法の開発	免疫細胞（樹状細胞やエフェクター細胞など）を用いた免疫療法の効果増強法の研究	平成23年6月1日から 平成24年5月31日まで

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、以下のとおり設備を取得いたしました。

事業所名又は 契約医療機関名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）			
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	合計
医療法人社団 医創会 セレンクリニック東京 (東京都港区)	細胞治療技術 開発事業	診療所設備・ 細胞培養機器	—	6,050	—	6,050

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,328,000
計	40,328,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成23年6月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成23年8月4日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,177,000	12,177,000	大阪証券取引所 JASDAQ （スタンダード）	完全議決権株式で株主の 権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
計	12,177,000	12,177,000	—	—

（注）提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	当第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	112個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	146円
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。また、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。
- ③ 本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ④ 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6か月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

	当第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	400個

新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株
新株予約権の行使時の払込金額	146円
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。
- ③本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ④新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

平成23年3月30日定時株主総会決議（第5回新株予約権）

	当第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	10,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	522円(注) 2
新株予約権の行使期間	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 522円 資本組入額 272円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権発行後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ①本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- ②本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の取締役であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- ④割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本

新株予約権を行使できないものとする。

また、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が1,000円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その2分の1に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。

さらに、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が1,500円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その2分の1に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項については次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

(a) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(b) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(c) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成23年3月30日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

	当第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	80,000個

新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	80,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	522円(注) 2
新株予約権の行使期間	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 522円 資本組入額 261円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、1 株とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権発行後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- ② 本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の取締役であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- ④ 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に 60% を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。

また、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が 1,000 円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その 2 分の 1 に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。

さらに、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が 1,500 円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その 2 分の 1 に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項については次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

(a) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(b) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(c) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成23年3月30日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

	当第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数	44,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	44,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	522円(注) 2
新株予約権の行使期間	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 522円 資本組入額 261円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権発行後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- ② 本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- ④ 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。
ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項については次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得事由及び条件
 - (a) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (b) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (c) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～平成 23年6月30日	—	12,177,000	—	423,963	—	295,640

(6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	株式総数 に対する 所有株式数 の割合(%)
矢崎 雄一郎	東京都渋谷区	4,188	34.39
ユーテック一号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷7-3-1	1,223	10.04
堀永 賢一郎	東京都渋谷区	469	3.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	407	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託口)	東京都港区浜松町2-11-3	190	1.56
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	155	1.27
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	152	1.25
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1-6-6	91	0.75
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	91	0.75
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	74	0.61
計		7,045	57.85

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 12,174,900	121,749	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 1,900	—	—
発行済株式総数	12,177,000	—	—
総株主の議決権	—	121,749	—

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テラ株式会社	東京都千代田区麹町四丁目7番地2	200	—	200	0.00
計	—	200	—	200	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	843	732	665	633	548	547
最低（円）	658	605	354	475	461	463

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	岡本 正人	平成23年5月31日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

当社の当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度末（平成22年12月31日）に係る要約連結貸借対照表に代えて、前事業年度末（平成22年12月31日）に係る要約貸借対照表を、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）の四半期連結損益計算書に代えて、前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）の四半期損益計算書を、前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】
【当第2四半期連結会計期間末】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	※2 731,041
受取手形及び売掛金	261,563
前払費用	55,032
繰延税金資産	4,430
その他	3,605
流動資産合計	1,055,674
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	267,251
工具、器具及び備品（純額）	226,472
リース資産（純額）	118,356
有形固定資産合計	※1 612,080
無形固定資産	
特許実施権	21,541
ソフトウェア	3,423
ソフトウェア仮勘定	2,709
無形固定資産合計	27,674
投資その他の資産	
投資有価証券	36,750
敷金	68,666
保険積立金	7,698
繰延税金資産	14,853
その他	3,185
貸倒引当金	△2,109
投資その他の資産合計	129,043
固定資産合計	768,798
資産合計	1,824,473
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	7,368
1年内返済予定の長期借入金	166,300
1年内償還予定の社債	83,500
リース債務	47,405
未払金	44,784
未払法人税等	34,209
その他	16,720
流動負債合計	400,288

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	
固定負債	
社債	98,000
長期借入金	211,900
リース債務	79,542
長期預り敷金	55,741
資産除去債務	4,753
固定負債合計	449,937
負債合計	850,225
純資産の部	
株主資本	
資本金	423,963
資本剰余金	295,640
利益剰余金	241,067
自己株式	△258
株主資本合計	960,413
新株予約権	739
少数株主持分	13,095
純資産合計	974,247
負債純資産合計	1,824,473

【前事業年度末に係る貸借対照表】

(単位：千円)

前事業年度末に係る 貸借対照表 (平成22年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	671,028
売掛金	278,450
前払費用	14,205
繰延税金資産	825
未収入金	10,624
その他	1,110
流動資産合計	976,246
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	264,259
工具、器具及び備品（純額）	236,836
リース資産（純額）	79,003
有形固定資産合計	※ 580,099
無形固定資産	
ソフトウェア	4,095
ソフトウェア仮勘定	2,709
特許実施権	23,791
無形固定資産合計	30,596
投資その他の資産	
投資有価証券	36,750
敷金	68,189
繰延税金資産	10,142
保険積立金	18,124
その他	1,348
貸倒引当金	△2,133
投資その他の資産合計	132,420
固定資産合計	743,116
資産合計	1,719,362

(単位：千円)

前事業年度末に係る 貸借対照表 (平成22年12月31日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	4,575
短期借入金	17,200
1年内償還予定の社債	101,000
1年内返済予定の長期借入金	118,400
リース債務	28,300
未払金	60,700
割賦未払金	15,968
未払法人税等	4,546
未払消費税等	6,253
その他	7,656
流動負債合計	364,601
固定負債	
長期借入金	169,000
社債	133,500
リース債務	55,661
長期預り敷金	55,741
固定負債合計	413,902
負債合計	778,504
純資産の部	
株主資本	
資本金	418,009
資本剰余金	
資本準備金	289,706
資本剰余金合計	289,706
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	233,400
利益剰余金合計	233,400
自己株式	△258
株主資本合計	940,857
純資産合計	940,857
負債純資産合計	1,719,362

(2)【四半期連結損益計算書】
【当第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	655,091
売上原価	216,180
売上総利益	438,910
販売費及び一般管理費	※ 1 389,416
営業利益	49,494
営業外収益	
受取利息	70
不動産賃貸収入	42,468
助成金収入	910
その他	1,089
営業外収益合計	44,538
営業外費用	
支払利息	6,295
社債利息	1,196
不動産賃貸原価	42,468
株式交付費	173
支払保証料	571
その他	5,163
営業外費用合計	55,868
経常利益	38,164
特別利益	
負ののれん発生益	4,274
貸倒引当金戻入額	23
新株予約権戻入益	15
特別利益合計	4,313
特別損失	
固定資産除却損	※ 2 170
固定資産廃棄損	※ 3 51
リース解約損	26
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,073
特別損失合計	1,321
税金等調整前四半期純利益	41,156
法人税、住民税及び事業税	26,129
法人税等調整額	△7,708
法人税等合計	18,421
少数株主損益調整前四半期純利益	22,735
少数株主利益	7,820
四半期純利益	14,914

【前第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)
営業収入	491,482
営業原価	172,636
営業総利益	318,845
販売費及び一般管理費	※ 285,748
営業利益	33,096
営業外収益	
受取利息	120
不動産賃貸収入	36,836
助成金収入	324
その他	2,278
営業外収益合計	39,559
営業外費用	
支払利息	3,997
社債利息	1,516
社債発行費	3,388
不動産賃貸原価	36,836
株式交付費	69
その他	2,512
営業外費用合計	48,319
経常利益	24,336
特別利益	
貸倒引当金戻入額	10,609
特別利益合計	10,609
特別損失	
固定資産廃棄損	103
特別損失合計	103
税引前四半期純利益	34,842
法人税、住民税及び事業税	1,463
法人税等調整額	14,729
法人税等合計	16,193
四半期純利益	18,649

【当第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
売上高	333,060
売上原価	112,309
売上総利益	220,751
販売費及び一般管理費	※1 202,363
営業利益	18,387
営業外収益	
受取利息	2
不動産賃貸収入	20,970
その他	346
営業外収益合計	21,319
営業外費用	
支払利息	3,313
社債利息	550
不動産賃貸原価	20,970
支払保証料	260
その他	5,163
営業外費用合計	30,258
経常利益	9,448
特別利益	
貸倒引当金戻入額	23
新株予約権戻入益	15
特別利益合計	38
特別損失	
固定資産除却損	※2 170
固定資産廃棄損	※3 39
リース解約損	26
特別損失合計	236
税金等調整前四半期純利益	9,250
法人税、住民税及び事業税	9,784
法人税等調整額	△4,968
法人税等合計	4,816
少数株主損益調整前四半期純利益	4,434
少数株主利益	1,979
四半期純利益	2,455

【前第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業収入	264,726
営業原価	97,559
営業総利益	167,166
販売費及び一般管理費	※ 146,929
営業利益	20,237
営業外収益	
受取利息	4
不動産賃貸収入	20,671
助成金収入	324
その他	275
営業外収益合計	21,275
営業外費用	
支払利息	2,000
社債利息	864
不動産賃貸原価	20,671
その他	2,372
営業外費用合計	25,908
経常利益	15,604
特別利益	
貸倒引当金戻入額	155
特別利益合計	155
税引前四半期純利益	15,759
法人税、住民税及び事業税	1,348
法人税等調整額	6,298
法人税等合計	7,647
四半期純利益	8,112

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
【当第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	41,156
減価償却費	98,226
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△23
受取利息及び受取配当金	△70
支払利息及び社債利息	7,491
負ののれん発生益	△4,274
助成金収入	△910
株式報酬費用	534
固定資産除却損	170
固定資産廃棄損	51
保険解約損益（△は益）	4,376
株式交付費	173
リース解約損	26
新株予約権戻入益	△15
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,073
売上債権の増減額（△は増加）	21,844
仕入債務の増減額（△は減少）	1,280
前払費用の増減額（△は増加）	△40,389
未収入金の増減額（△は増加）	7,132
未払金の増減額（△は減少）	△9,964
未払費用の増減額（△は減少）	1,581
未払消費税等の増減額（△は減少）	583
その他	2,748
小計	132,801
利息及び配当金の受取額	70
利息の支払額	△8,031
法人税等の支払額	△3,079
営業活動によるキャッシュ・フロー	121,761
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△64,557
有形固定資産の売却による収入	30
無形固定資産の取得による支出	△5,951
保険積立金の積立による支出	△1,931
保険積立金の解約による収入	7,980
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 14,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,272

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	100,000
短期借入金の返済による支出	△117,200
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△59,200
社債の償還による支出	△53,000
配当金の支払額	△6,961
リース債務の返済による支出	△21,079
新株予約権の行使による株式の発行による収入	11,714
新株予約権の発行による収入	220
割賦債務の返済による支出	△15,968
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,475
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	60,013
現金及び現金同等物の期首残高	671,028
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 731,041

【前第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	34,842
減価償却費	93,004
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△13,442
受取利息及び受取配当金	△120
支払利息及び社債利息	5,513
助成金収入	△324
株式交付費	69
保険解約損益（△は益）	1,958
売上債権の増減額（△は増加）	39,699
前払費用の増減額（△は増加）	3,104
未収入金の増減額（△は増加）	2,802
仕入債務の増減額（△は減少）	1,477
未払金の増減額（△は減少）	△10,146
未払費用の増減額（△は減少）	1,396
未払消費税等の増減額（△は減少）	△10,327
その他	4,849
小計	154,358
利息及び配当金の受取額	120
利息の支払額	△5,703
法人税等の支払額	△78,179
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,595
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△226,012
有形固定資産の売却による収入	28
投資有価証券の取得による支出	△36,750
出資金の払込による支出	△10
保険積立金の積立による支出	△7,250
保険積立金の解約による収入	1,851
敷金の回収による収入	4,967
長期預り金の受入による収入	18,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	△244,967

(単位：千円)

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	90,000
短期借入金の返済による支出	△180,534
長期借入れによる収入	180,000
長期借入金の返済による支出	△4,200
社債の発行による収入	146,442
社債の償還による支出	△27,500
割賦債務の返済による支出	△30,634
新株予約権の行使による株式の発行による収入	11,902
自己株式の取得による支出	△85
リース債務の返済による支出	△12,124
配当金の支払額	△11,533
財務活動によるキャッシュ・フロー	161,733
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△12,638
現金及び現金同等物の期首残高	621,634
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 608,996

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間から、バイオメディカ・ソリューション株式会社の第三者割当増資を引き受け、同社を連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 1社 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項については、追加情報に記載しております。
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ520千円、税金等調整前四半期純利益は1,594千円減少しております。 (2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	全ての子会社を連結しております。 (1) 連結子会社の数 1社 (2) 連結子会社の名称 バイオメディカ・ソリューション株式会社
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用非連結子会社 該当する非連結子会社は存在していません。 (2) 持分法適用関連会社 該当する関連会社は存在していません。
3. 連結子会社の四半期連結決算日等に関する事項	連結子会社であるバイオメディカ・ソリューション株式会社の四半期決算日は平成23年5月31日であります。 四半期連結財務諸表作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、6月1日から四半期連結決算日である6月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 14～17年 建物附属設備 8～18年 工具、器具及び備品 3～10年 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、償却年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア 5年 特許実施権 8年または契約期間いずれかの短い年数 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
(3)重要な繰延資産の処理方法	① 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 ② 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。
(4)重要な引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(5)その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	
※1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	516,615千円
※2 担保に供している資産	
提携医療機関の金融機関等からの借入に対し、以下の資産を担保として差し入れております。	
定期預金	13,700千円

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末の（連結貸借対照表関係）注記は記載しておりません。

なお、前事業年度末における（貸借対照表関係）注記は、次のとおりであります。

前事業年度末 (平成22年12月31日)	
※ 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	423,901千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	83,378千円
給与及び手当	74,860千円
支払報酬料	46,500千円
役員報酬	41,490千円
研究開発費	41,142千円
※2 固定資産除却損は、リース資産170千円であります。	
※3 固定資産廃棄損は、工具、器具及び備品51千円であります。	

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表を作成しているため、前第2四半期連結累計期間の（四半期連結損益計算書関係）注記は記載しておりません。

なお、前第2四半期累計期間における（四半期損益計算書関係）注記は、次のとおりであります。

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
広告宣伝費	59,319千円
給与手当	57,600千円
役員報酬	27,750千円
支払報酬	25,957千円
寄附金	20,250千円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	43,518千円
給与及び手当	35,269千円
研究開発費	26,271千円
役員報酬	25,745千円
支払報酬料	24,923千円
※2 固定資産除却損は、リース資産170千円であります。	
※3 固定資産廃棄損は、工具、器具及び備品39千円であります。	

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表を作成しているため、前第2四半期連結会計期間の（四半期連結損益計算書関係）注記は記載しておりません。

なお、前第2四半期会計期間における（四半期損益計算書関係）注記は、次のとおりであります。

前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
広告宣伝費	33,696千円
給与手当	29,769千円
役員報酬	14,145千円
支払報酬	13,848千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現 在)	
現金及び預金勘定	731,041千円
現金及び現金同等物	731,041千円
※2 第三者割当増資の引受により新たにバイオメディ カ・ソリューション株式会社を連結したことに伴う 連結開始時の同社の資産及び負債の内訳並びに同社 株式の取得価額と取得のための支出・収入 (純額) との関係は次のとおりであります。	
(単位：千円)	
流動資産	20,842
固定資産	1,453
流動負債	△11,746
負ののれん	△4,274
少数株主持分	△5,274
同社株式の取得価額	1,000
同社現金及び現金同等物	15,156
差引：同社株式取得による収入	14,156

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表
を作成しているため、前第2四半期連結累計期間の(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)注記は記
載しておりません。

なお、前第2四半期累計期間における(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)注記は、次のとおりであり
ます。

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	608,996千円
現金及び現金同等物	608,996千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	12,177,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	211

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	739

上記ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月17日 臨時取締役会	普通株式	7,247	0.60	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に「細胞治療技術開発事業」、「細胞治療支援事業」の2つの報告セグメントとしております。

「細胞治療技術開発事業」は、従来の樹状細胞ワクチン療法を中心とした独自のがん治療技術・ノウハウを提供する事業であり、「細胞治療支援事業」は、主として細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービスを提供する事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	細胞治療技術 開発事業	細胞治療 支援事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	595,501	59,590	655,091	655,091	—	655,091
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	595,501	59,590	655,091	655,091	—	655,091
セグメント利益	23,158	26,335	49,494	49,494	—	49,494

（注）セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	細胞治療技術 開発事業	細胞治療 支援事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	301,456	31,604	333,060	333,060	—	333,060
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	301,456	31,604	333,060	333,060	—	333,060
セグメント利益	11,686	6,701	18,387	18,387	—	18,387

（注）セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容（差異調整に関する事項）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（重要な負ののれん発生益）

「細胞治療支援事業」セグメントにおいて、第1四半期連結会計期間にバイオメディカ・ソリューション株式会社の株式取得を行い、連結子会社としたことから、重要な負ののれん発生益が発生いたしました。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては4,274千円であります。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年6月30日）

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（有価証券関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年6月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年6月30日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名	当社取締役 5名 当社従業員 1名 子会社取締役 3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 10,000	普通株式 90,000
付与日	平成23年4月12日	平成23年4月12日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで
権利行使価格	1株当たりの払込金額を522円とする	1株当たりの払込金額を522円とする
付与日における公正な評価単価	1株当たり22円	1株当たり22円

	第7回ストック・オプション
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 45名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 44,000
付与日	平成23年4月12日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成25年4月13日から 平成26年3月31日まで
権利行使価格	1株当たりの払込金額を522円とする
付与日における公正な評価単価	1株当たり68円

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他金額は、当第1四半期連結会計期間の期首と比較して著しい変動が認められません。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	
1株当たり純資産額	78.87円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	974,247
普通株式に係る純資産額(千円)	960,413
差額の主な内訳(千円)	
新株予約権	739
少数株主持分	13,095
普通株式の発行済株式数(千株)	12,177
普通株式の自己株式数(千株)	0
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	12,176

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末の1株当たり純資産額は記載しておりません。

なお、前事業年度末における1株当たり純資産額は、次のとおりであります。

前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	77.89円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	940,857
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	940,857
期末の普通株式の数(千株)	12,078

2 1株当たり四半期純利益金額等及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1.23円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1.19円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	14,914
普通株式に係る四半期純利益(千円)	14,914
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,165
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(千株)	391
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第5回新株予約権 10,000個 第6回新株予約権 80,000個 第7回新株予約権 44,000個 なお、これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表を作成しているため、前第2四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は記載しておりません。

なお、前第2四半期累計期間における1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、次のとおりであります。

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1.57円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1.48円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	18,649
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	18,649
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,913
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(千株)	684
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.20円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	0.20円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	2,455
普通株式に係る四半期純利益(千円)	2,455
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,176
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(千株)	362
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第5回新株予約権 10,000個 第6回新株予約権 80,000個 第7回新株予約権 44,000個 なお、これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表を作成しているため、前第2四半期連結会計期間の1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は記載しておりません。

なお、前第2四半期会計期間における1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、次のとおりであります。

前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.68円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	0.64円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	8,112
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	8,112
普通株式の期中平均株式数 (千株)	11,918
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	—
普通株式増加数 (千株)	682
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
1. 社債の発行 平成23年7月12日開催の取締役会において、テラ株式会社第4回無担保社債の発行を決議しました。その内容は次のとおりです。	
① 銘柄	： テラ株式会社第4回無担保社債 (株式会社三菱東京UFJ銀行保証付き及び適格機関投資家限定)
② 社債総額	： 金100百万円
③ 利率	： 年0.630%
④ 払込金額	： 各社債の金額100円につき100円
⑤ 償還価額	： 各社債の金額100円につき100円
⑥ 社債の期間	： 3年
⑦ 償還方法	： 半年毎 定時償還
⑧ 発行日	： 平成23年8月11日 (予定)
⑨ 担保の内容	： 無担保
⑩ 資金の使途	： 通常運転資金

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月28日

テラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 城戸 和弘 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 久依 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第7期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、テラ株式会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月4日

テラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 城戸 和弘 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 久依 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、テラ株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。